

居宅介護支援重要事項説明書

<居宅介護支援事業所の概要>

事業所名	グランデパール居宅介護支援事業所		
所在地	玉野市用吉 1676-7		
電話番号	(0863) 73-9880		
職員体制	管理者（介護支援専門員）1 名 介護支援専門員 1 名以上		
営業時間	月～金曜日 午前 8：30～午後 5：30		
居宅訪問頻度	月 1 回以上		
*使用する課題分析票の種類：厚生労働省課題分析標準項目を満たす独自の様式 他			

<利用料金>介護報酬告示の額。（要介護認定を受けた方は、介護保険から給付されるので、自己負担はありません。）

*但し、本人の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することが出来ない場合は、全額お支払いの後、領収書と当方が発行したサービス提供証明書をあわせて市の窓口に出し、市の方から還付を受けることとなります。

<サービス内容に関する相談・苦情等>

- ・処理体制 1、苦情があった場合、直ちに本人、担当者に詳しい事情を確認し検討会議を行います。（検討会議を行わない場合も、必ず管理者まで処置結果を報告する）検討の結果、翌日までには具体的な対応をし、改善に努めます。

2、今後の再発防止に向けて、必要な措置を講じます。

- ・相談苦情担当 長田千登勢
- ・緊急の連絡先 TEL (0863) 73-9880 グランデパール居宅介護支援事業所

尚、次の公的機関においても苦情申し出等ができます。

- ・岡山県国民健康保険団体連合会 岡山市北区桑田町 17-5
電話番号 (086) 223-8811
- ・玉野市長寿介護課介護保険係 玉野市宇野 1-27-1
電話番号 (0863) 32-5534
- ・岡山市介護保険課管理係 岡山市北区鹿田町 1-1-1
電話番号 (086) 803-1240

<事故発生時の対応>

- ・事故が発生した場合、速やかに関係各機関、市町村、サービス事業者並びに本人の家族または身元引受人に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

- ・本人に賠償すべき事故が発生した場合には、天変地異等不可抗力による場合を除き速やかに誠意を持って損害賠償を行います。

<虐待防止に関する事項>

- ・事業所は虐待防止のための指針を作成し、虐待を未然に防ぐ対策を職員間で共有しながら、早期発見に加え、虐待または虐待が疑われる事例が発生した場合の対応を講じます。

<衛生管理等>

- ・事業所は感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成し、職員が感染症対策について理解し、平常時の対策及び発生時の感染拡大防止等対応の方策を共有するよう努めます。

<業務継続計画の策定等>

- ・事業所は感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修を定期的に行うなどの措置を講じます。

<ハラスメント対策>

- ・事業所は適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ・利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、性的ハラスメントなどの行為を禁止します。もし、前記の行為を繰り返された場合、事業所の判断により居宅介護支援の提供を中止させていただきます。

<個人情報の取り扱い>

- ・事業所及びその職員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た、利用者または利用者の家族の情報を漏らしません。（職員が退職後も同様）
- ・事業所及びその職員は利用者に対する介護サービス提供に必要な範囲で、利用者の同意を得た上で利用者個人の情報を使用します。
- ・利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために必要に応じて主治医、歯科医師・薬剤師等と情報共有します。（そのため入院、受診時等には当該医療機関に担当介護支援専門員の氏名、事業所名、連絡先等をお伝え下さい）

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

(事業所)

所在地 玉野市用吉 1676-7

名称 グランデパール居宅介護支援事業所

説明者氏名

私は、本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意します。

(利用者)

氏名

代理人氏名

(続柄)

(利用者家族)

氏名

(続柄)